

技術研究組合 水素小型モビリティ・エンジン研究組合 賛助会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、『技術研究組合 水素小型モビリティ・エンジン研究組合』（以下、「本組合」という。）の賛助会員規約に基づき、本組合の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、技術研究組合法第8条で規定される議決権及び選挙権を有しないものの、本組合の基本理念及び目的に賛同し、本組合より入会の承認を得て、賛助会費（以下「会費」という。）を納入し、賛助会員としての特典を受ける法人をいう。

(賛助会員の資格)

第3条 本組合の賛助会員たる資格を有する者は、本組合の基本理念及び目的に賛同し、本組合での協業を検討しようとする法人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本組合の組合員は、組合員としての資格を有する期間において、賛助会員になることはできないものとする。但し、当該組合員は、本組合の組合員としての在籍実績の有無にかかわらず、本組合の組合員としての資格を有する期間でない限りは、賛助会員として本組合に入会する資格を有するものとする。

第2章 賛助会員の入会

(入会申請の方法)

第4条 賛助会員として本組合への入会を希望する法人は、本組合が別途定める方法により、入会の申請を行うものとする。

(入会の決定)

第5条 本組合は、賛助会員への入会申請を受領した場合には、遅滞なく本組合の研究ステアリング委員会及び事業管理部での協議の上、本組合の理事会にて入会の可否を審査し決するものとする。

(守秘義務)

第6条 賛助会員は、賛助会員の期間中及び退会、除名等理由の如何を問わず賛助会員ではな

くなつた後においても、本組合の事業に関する事実、資料、情報及び本組合の事業に関して知り得た事実、資料及び情報の一切を秘密として保持し、事前に本組合の書面による同意を得ることなく第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知であるもの
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となつたもの
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得したものの

第3章 賛助会員の会費

(会費)

- 第7条 賛助会員は、会費として、300万円を本組合の事業年度ごとに納入しなければならない。
- 2 本組合の事業年度開始後に入会する場合には、入会と同時に当該年度の会費を納入するものとする。
 - 3 賛助会員による会費の納入に基づいて発生する全ての税金その他手数料は、当該賛助会員が負担するものとする。

第4章 賛助会員の退会及び除名

(退会)

- 第8条 賛助会員は、退会しようとするときは、書面によって本組合に届け出ることにより退会することができる。
- 2 賛助会員は、第3条に規定される賛助会員たる資格を失つた場合には、当該年度末をもって退会するものとする。
 - 3 賛助会員は、本組合の組合員としての本組合への加入を希望する場合は、本組合の定款及び規約規程類に定める手続きに従うものとする。

(除名)

- 第9条 本組合は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には何らの催告を要することなく、当該賛助会員を除名することができる。
- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
 - (2) 会費の納入を怠つたとき

- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をしたとき
 - (4) 犯罪その他の信用を失う行為をしたとき
 - (5) 公序良俗に反する行為をしたとき
 - (6) 賛助会員、賛助会員の役員又はその経営に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であったとき
 - (7) 賛助会員、賛助会員の役員又はその経営に関与する者が、反社会的勢力に利益若しくは便宜を供与し、又は反社会的勢力との間で社会的に非難される関係にあったとき
- 2 前項各号の事由に基づき除名された法人は、除名に関して本組合に対して一切の損害の賠償を求めることはできないものとし、本組合は、除名された法人に対して現実に発生し又は合理的に発生しうる本組合の損害の賠償を求めることができる。

（退会又は除名に伴う会費の不返還）

第10条 賛助会員が、事業年度中に退会し又は除名された場合であっても、当該事業年度における会費の支払義務は免れないものとし、既に納入された会費は、退会又は除名にあたり、返還しないものとする。

第5章 賛助会員の権利

（特典）

- 第11条 賛助会員は、以下の権利を受けることができる。
- (1) 本組合の研究成果の閲覧（内容については別途本組合が決定するものとする。）
 - (2) 研究テーマに関する相談及び提案の機会
 - (3) その他、本組合が指定する特典
- 2 本組合は、前項に定める権利の内容について、いつにても変更することができる。

第6章 雑則

（準拠法及び紛争解決）

- 第12条 本規程は日本法に準拠し、解釈されるものとする。
- 2 賛助会員の期間中及び退会、除名等理由の如何を問わず賛助会員ではなくなった後においても、賛助会員と、本組合及び本組合の組合員との間で生じた本組合の活動に関する全ての紛争、論争、又は意見の相違について、当事者間の協議で平和的に解決できない場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、日本国の東

京において仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁手続きは、日本語で行う。仲裁人の決定は、最終的であり、関係当事者にとって拘束力を持つものとし、そこで下された仲裁判断は、管轄権を有する裁判所で執行判決を得ることができる。

(法令遵守)

第13条 賛助会員は、国内外で適用される、贈収賄の防止、私的独占の禁止、公正な取引の確保、不正な競争の防止及びその他関連する法規制・条例・ガイドライン等を遵守する。

(その他)

第14条 賛助会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

(本規程の改廃)

第15条 本規程の改正又は改廃は、理事会の決議をもってこれを行う。

附 則

(施行期日)

1. 本規程は本組合の設立登記の日から施行する